

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：千葉県警察本部長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.2%
全職員	81.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
警視相当職	92.0%
警部相当職	91.3%
警部補相当職	89.6%
巡査部長相当職	89.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.0%
31～35年	87.9%
26～30年	85.6%
21～25年	82.9%
16～20年	82.9%
11～15年	84.4%
6～10年	88.6%
1～5年	93.4%

【説明欄】

- 扶養手当について、受給者に占める男性の割合が、職員全体に占める男性の割合よりも高い。
- 女性の新規採用を増やした結果、女性職員全体のうち、相対的に給与水準の低い勤続年数10年以下が、約43%を占めている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、短時間勤務職員及び会計年度任用職員は、職員1人につき、常勤職員の正規の勤務時間に対する職員の勤務時間の割合を乗じて得た値を人数として計算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。